

「中信ビジネスフェア2024」 食フェスタ出店要領

1. 目的

中信ビジネスフェア2024に際し、同フェア内で「食」を中心としたイベント企画の一環として食フェスタを利用した飲食販売を行い、出店者の販売促進の向上と同フェアの魅力を高めることを目的とする。

2. 概要

(1) 出店申込資格

以下のすべてに該当する個人・法人・個人事業主は、食フェスタの出店を申し込むことができる。

- ①上記「1. 目的」に同意できる者
- ②管理運営者や他の出店者と協調、協力できる者
- ③食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- ④食品賠償保険等に加入している者
- ⑤保健所が定める適切な衛生管理が可能であり、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑥当金庫の販売スケジュール、区画に同意できる者
- ⑦「営業許可証」及び「食品賠償保険等の証明書」の写しを提出できる者
- ⑧申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けていない者
- ⑨暴力団関係組織、またはその他社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員でない者

(2) 出店資格審査

申込を受理した後、審査し、適格者のみが契約対象になる。

(3) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物に限り、完成品のみの販売とする。

(4) 販売禁止商品

消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、及び当金庫が不適切と判断したもの。

(5) 出店時間

原則、開催時間に準ずる。なお、状況により時間の短縮は可能とする。

(6) 出店料

出店料は、中信サクセスクラブ会員10,000円(2日間/税込)、非会員75,000円(2日間/税込)とし、中信サクセスクラブ年会費口座より引き落とし、または、後日郵送する請求書に基づいて振り込むものとする。ただし、8月9日(金)以降のキャンセルについては、イベントの中止・延期・天災・その他不可抗力の場合を除き返金しないものとする。

3. その他留意事項

- (1) 搬入・搬出は出店者各自で行うこと。
- (2) 会場でのガスの使用は厳禁とする。ただし、電子レンジの使用は可能とする。
- (3) 資源材料（ダンボール等）は各自で持ち帰ること。
- (4) 販売終了後は設置前と同じ状況に戻すこと（原状復帰）。
- (5) 飲食物の取扱いには十分に注意すること。また、出店時間中に提供した飲食物によって食中毒等事故が発生した場合は、出店者が責任をもってこれに対応すること。また、苦情においても出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (6) 貴重品や盗難の恐れのある商品等は必ず持ち帰ること。
- (7) 店舗内の管理は出店者の責任において行うこと。当金庫は店舗内の破損、盗難、紛失等については一切責任を負わない。
- (8) 出店時間中、担当者は会場に常駐すること。
- (9) ビジネスフェアの運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき出店の取り止めをした場合、出店の停止をすることがある。
- (10) 現金以外の売上が発生した場合の取扱いについては別途定める。
- (11) 現金以外（当庫が配付するチケット）の売上が発生した場合、売上金を後日指定の口座へ振り込むものとする。